

金沢大学オープンアクセス方針実施要領

平成 29 年 11 月 15 日 図書館委員会 承認

平成 29 年 12 月 1 日 情報企画会議 承認

平成 30 年 4 月 1 日 施行

(趣旨)

1. 金沢大学（以下「本学」という。）は、金沢大学憲章に基づき、本学の研究成果を広く公開することにより、知的財産の発掘・管理と社会への積極的な還元に努めるとともに、学術研究のさらなる発展に寄与するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(1) 金沢大学オープンアクセス方針（以下「方針」という。）は、教員による自発的な研究成果発信を促すための大学組織全体による意思表示である。

(2) 「オープンアクセス（以下「OA」という。）」とは、誰もがインターネットを通じて無料で自由に学術論文を利用できるようにすることである。方針を策定し、OA を推進することにより、次のメリットが考えられる。

- ①研究成果の利活用を促進することにより、分野を超えた新たな知見の創出や効率的な研究の推進に資するとともに、研究成果への理解促進や更なる普及が期待される。また、研究の透明性確保にも資する。
- ②Google や JAIRO を通して無料で論文の検索・利用が可能のため、雑誌に掲載された論文の注目度が上がり、引用される可能性が高まる。

※ OA は、グリーン OA とゴールド OA に大別できる。

- グリーン OA : 査読付き論文について、出版社版または出版社版に至る前の著者最終原稿を大学等が構築・運用する機関リポジトリに登載し、公開する方法。著者の経費負担なしに有料雑誌の論文情報が公開される。
- ゴールド OA : OA の学術雑誌に投稿する方法。投稿料を著者が負担する必要がある。

(定義)

2. 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金及び運営費交付金等をいう。
- (2) 研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、及び紀要論文として掲載された学術情報をいう。

公的研究資金の定義は、内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」（2015/3/30）に基づく。

参考) 内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」 p.15

(3) 「公的研究資金を用いた研究」の定義及び研究データの範囲

① 「公的研究資金を用いた研究」の定義

競争的研究資金及び公募型の研究資金に該当するものとする。また、国費が投入されている独立行政法人及び国立大学法人等の運営費交付金等を100%活用した研究活動等も対象とすべきである。

(研究成果の公開)

3. 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）の公的研究資金を用いた研究成果（以下「研究成果」という。）を、金沢大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(1) 本学に在籍する教員の定義は以下のとおりとする。

- ・「国立大学法人金沢大学教育職員人事規程」第2条第2項に定義される教育職員のうち、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教、助手
- ・当該研究成果に掲載の所属機関が「金沢大学」であること。

(2) 本学における研究活動は、すべて公的資金を用いているという認識により、研究成果を原則として公開する義務が発生する。

(3) 学外研究者との共同研究成果も、OAの対象となる。

(4) 本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開する。

(5) リポジトリでの公開を目指すことから、本学ではグリーンOAによるOA化を推進する。

(6) リポジトリへの登録によって、研究成果の著作権が移転することはない。

(7) 著作権者への許諾確認及びリポジトリ掲載に際しての対応は次のとおりとする。

著作権者	許諾確認	リポジトリ掲載に際しての対応
出版社・学会等 (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学会等に著作権が移転している場合)	附属図書館が 出版社・学会等 に対して行う	出版社・学会等の許諾条件について確認した上で、適切な版を研究成果のリポジトリ登録を行う。(※注1)
著者(共著者なし) (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学会等に著作権が移転していない場合)	特に必要なし	特に必要なし
著者(共著者あり(※注2)) (学術雑誌への掲載等にあたって、出版社・学会等に著作権が移転していない場合)	著者(申請者) が共著者に対して行う	共著者全員の合意が必要となるため、確認については、著者(申請者)が行う。なお、共著者の合意について文書を提出する必要はない(※注3)。

(※注1) 出版社・学会等の許諾条件は、出版社等の Web サイトに著作権ポリシー等として記載されていることが多いが、これらのサイトによっても明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版社等と合意した著作権譲渡契約(Copyright Transfer Agreement)等について、附属図書館から著者に照会する。

(※注2) 学内の教員複数名が共著者になっている場合、代表1名による提供があればよい。

(※注3) 学位論文のインターネット公表については、指定の様式により共著者の許諾を得る必要がある。

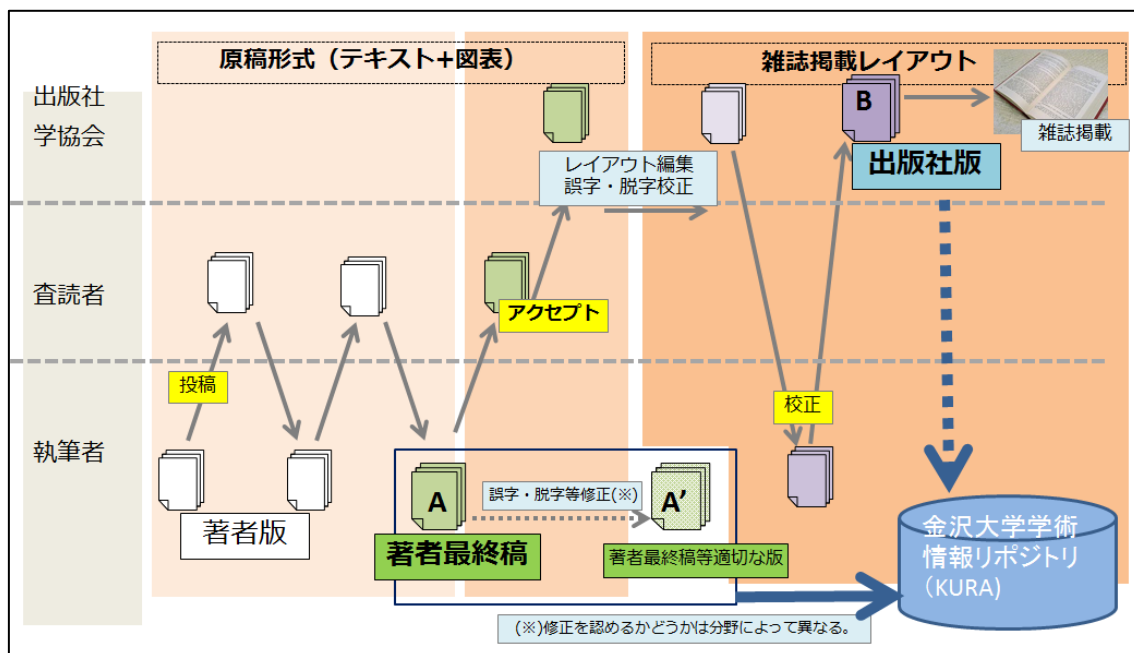
(登録申請及び研究成果の提供)

4. 教員は、できるだけすみやかに自身の研究成果についてリポジトリへの登録申請を行う。図書館からの求めに応じて、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に無償で提供する。なお、本方針の定める研究成果以外の成果物についても提供を推奨する。

(1) 研究成果の公表後、できるだけすみやかに、教員自身が電子メール等で附属図書館に登録申請を行う。その後、図書館からの求めに応じて、リポジトリ登録が許諾される版を無償で附属図書館に送付する。出版社のポリシーにより公開禁止(エンバーゴ)期間が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留する。

なお、部局等が発行する紀要等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、附属図書館が一括登録する場合がある。

【リポジトリ登録が許諾される版】



A (A') : 著者最終稿等適切な版 : アクセプトされる直前に著者が提出した原稿。ただし、専門分野によっては、著者最終稿からさらに文章表現の修正を行う場合があり、著者最終稿の提供が適切ではないことも考えられる。このような場合は、教員は専門分野等の事情に応じて、リポジトリ登録が許諾される適切な版を提供する。

B: 出版社版 : 本学で購入している電子ジャーナルについては、附属図書館で当該の版を入手し、リポジトリに登録する。入手できない場合は、著者からの提供を経て登録する。

【出版社が著者に認める権利（リポジトリ登録の可否）の一例（2017年7月現在）】

※同じ出版社でも雑誌タイトルにより条件は異なる。

出版社	著者最終稿	出版社版
Elsevier	制限付で公開可 ・エンバーゴ期間：1～4年	不可
Wiley	制限付で公開可 ・STMタイトルのエンバーゴ期間：1年 ・HSSタイトルのエンバーゴ期間：2～4年	不可
Springer	制限付で公開可 ・エンバーゴ期間：1年	不可
Nature	制限付で公開可 ・エンバーゴ期間：0～1年	不可

American Chemical Sociey	制限付で公開可 ・所属機関において OA 化が要求されている場合 エンバargo期間（1 年）後に公開可	不可
--------------------------	--	----

※【参考】著作権ポリシーデータベース（リポジトリへの登録に対する出版社の方針を確認できる）
 SHERPA/RoMEO（海外出版社・学協会の場合） <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/index.php>
 SCPJ（国内学協会の場合） <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

(2) 研究成果を提供する際のファイル形式は原則として PDF とする。PDF 以外のファイル形式で提供された場合は、附属図書館で変換する。

(3) airXiv や ResearchGate, 他大学等のリポジトリの利用や、ゴールド OA によって OA が実現している研究成果についても、本学として責任を持って研究成果を保管し、長期的なアクセスを保証するという観点から、本学へ研究成果を提供することが望ましい。

(4) 本方針で公開義務対象となった研究成果以外の成果物、方針施行前の研究成果についても、「金沢大学機関リポジトリ運用指針」で定められている登録対象資料に該当するものを、自発的に提供することで、OA 化を促進する。

(適用の例外)

5. 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの判断は、教員が行う。申出の際には、その理由を付すこととする。

(2) 著作権等のやむを得ない理由及び公開が不適切な場合の例

- ・ 共著者の合意が得られない場合
- ・ 研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合
- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切な場合
- ・ 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・ 発行版と異なる版の公開を差し控えたい場合（アクセプト後に文章表現の校正が入った場合で、著者最終稿を修正して提出する作業が煩雑な場合を含む）

(適用の不遡及)

6. 本方針施行前に出版された研究成果や、本方針施行前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

OA 方針の施行日（平成 30 年 4 月 1 日）以降に出版された刊行物に適用する。

(リポジトリの運用)

7. リポジトリの運用に関わる事項は、「金沢大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

研究成果の取り扱いについて疑義が生じた場合は、方針及び本実施要領を優先する。方針及び本実施要領と「金沢大学学術情報リポジトリ運用指針」の間に齟齬が生じることがないように、図書館委員会において随時その整合性を確保するように努める。

(その他)

8. 本方針に定めるもののほか、本学のオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本項は、方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる可能性を想定したものである。

【本実施要領についての問い合わせ先】

金沢大学附属図書館 雑誌・電子情報係

inzassi@adm.kanazawa-u.ac.jp